

さいたま市水道局工事検査要綱

平成18年4月1日設定

平成21年11月5日改正

平成30年3月8日改正

令和3年 9月22日改正

令和4年 3月15日改正

令和4年 4月13日改正

さいたま市水道局工事検査要綱(平成13年5月1日設定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めるもののほか、さいたま市水道局が発注する請負契約工事（緊急を要する修繕工事を除く。以下「工事」という。）の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事検査員 さいたま市水道局事務分掌規程（平成15年さいたま市水道部企業管理規程第5号）第6条第2項に規定する水道工事検査監及び水道工事検査員をいう。
- (2) 監督職員 さいたま市水道局請負工事監督要綱（平成13年5月1日設定）第2条第1項に規定する監督職員をいう。
- (3) 完成検査 工事の完成を確認するために行う検査をいう。
- (4) 中間検査 工事期間の途中において随時行う検査をいう。
- (5) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要があるときに、工事の既済部分を確認するために行う検査をいう。

(検査の体制)

第3条 工事の検査は、工事検査員が行うものとする。

- 2 水道工事検査監以外が行う工事の検査については、水道工事検査監が担当の工事検査員を指名するものとする。
- 3 専門的技術を要する特殊工事の検査については、市長の事務部局に検査の依頼を

することができるものとする。

(検査の方法)

第4条 工事検査員が行う検査の方法は、次のとおりとする。

- (1) 工事の検査は、工事の完成を確認するために、契約書、変更契約書、設計図、設計図書、仕様書、特記仕様書、完成図、完成図書、現場説明書、見本その他必要図書により厳正に行わなければならない。
- (2) 工事の検査で、外部から明視できない部分があるときは、工事写真、工事記録、工事関係資料、監督職員の記録等により行うものとする。
- (3) 工事の検査で、工事が設計図書等に適合しないと認められる相当の理由があるときは、当該工事の施工部分を破壊して検査を行わなければならない。
- (4) 既済部分検査を行うときは、既済部分以外の施工中又は施工済部分の状況を併せて検査することができる。
- (5) 工事の検査で、試験、試用等の処理が必要なときは、その成績及び結果の通知により合否の決定をしなければならない。
- (6) 工事の検査で、種類及び規格が同じものについて、その全部を検査することが困難なときは、その一部を抽出して品質等の検査を行うことができる。

(工事概要の通知)

第5条 工事の監督業務を行う課又は所(以下「工事所管課」という。)の長(以下「工事所管課長」という。)は、工事の請負契約を締結したときは、速やかに工事概要通知書(様式第1号)により水道工事検査監に当該工事の概要を通知しなければならない。

(検査の手続)

第6条 工事の検査の手続は、次のとおりとする。

- (1) 工事所管課長は、さいたま市水道局建設工事請負契約基準約款(平成18年2月20日設定)第32条の規定による工事の完成の通知又は同約款第38条の規定による部分払の請求を受理したときは、速やかに当該工事を確認のうえ、工事検査請求書(様式第2号)により水道工事検査監に検査を請求しなければならない。
- (2) 工事所管課長は、中間検査の必要があると認めるときは、工事検査請求書

を水道工事検査監に提出しなければならない。

- (3) 水道工事検査監は、前2号の規定により工事検査請求書を受理したときは、速やかに工事検査員に工事の検査を行わせるものとする。

(検査実施の通知)

第7条 水道工事検査監は、工事の検査を実施しようとするときは、工事検査通知書（様式第3号）により、工事所管課長に通知するものとする。

(工事手直し)

第8条 工事検査員は、工事の検査により工事の手直しが必要な部分があると認めるときは、工事の検査完了後、直ちに工事の検査に立ち会った監督職員に対し、期限を定めて当該工事の手直しを受注者に命じるよう指示するものとする。

- 2 水道工事検査監は、前項の規定による指示が行われたときは、速やかに工事手直し指示書（様式第4号）により工事所管課長に指示しなければならない。ただし、手直しの必要な部分が軽易な手直しであると認めるものについては、この限りではない。また、手直しの必要な部分が重大であると認めるものについては、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しその指示を受け、必要な措置を行わせるものとする。

- 3 工事所管課長は、前項による手直しの指示を受けたときは、直ちに受注者に、期限を指定して手直しを指示しなければならない。

- 4 工事所管課長は、受注者が手直しを完了したときは、速やかに手直しの完了を確認のうえ、工事手直し完了報告書（様式第5号）により水道工事検査監に報告しなければならない。

- 5 水道工事検査監は、前項の規定により工事手直し完了報告書を受理したときは、速やかに当該工事の手直し部分について工事検査員に検査を行わせなければならない。

- 6 工事手直し指示書による手直し指示を受けた工事の検査については、前項の検査をもって完了するものとする。

(検査結果の報告等)

第9条 水道工事検査監は、工事検査員が完成検査又は中間検査を完了したときは、その結果を工事検査結果通知書（様式第6号）により工事所管課長に通知するもの

とする。

- 2 水道工事検査監は、工事検査員が既済部分検査を完了したときは、その結果を工事既済部分検査認定調書(様式第7号)により工事所管課長に通知するものとする。
- 3 工事所管課長は、前2項の規定により工事検査結果通知書又は工事既済部分検査認定調書を受理したときは、受注者に通知するものとする。

(検査の特例)

第10条 水道工事検査監は、第2条から前条までの規定にかかわらず、別に定めるところにより工事所管課の属する部の長が指定する職員に工事の検査を行わせることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 記

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
(さいたま市水道局水道工事検査員に関する要綱の廃止)
- 2 さいたま市水道局水道工事検査員に関する要綱(平成13年5月1日設定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から実施する。

工 事 概 要 通 知 書

年 月 日

水道工事検査監

課 (所) 長

次の工事について請負契約が締結 (変更) されましたので、設計図書等を添付し通知します。

| | | | | |
|-------------------|-------------------|-------|-------------|---|
| 工 事 名 | | | | <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 市単独 |
| 工 事 場 所 | | | | |
| 請 負 代 金 額 | 円 | | | |
| 受 注 者 | | | | |
| 契 約 日 | 当初 | 年 月 日 | 変更 | 年 月 日 |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | | |
| 工 事 所 管 課 (所) 係 | | | | |
| 監 督 職 員 | (職名・監督員名) | | (職名・総括監督員名) | |
| 現 場 代 理 人 | | | | |
| 主 任 (監 理) | | | | |
| 技 術 者 | | | | |
| 工 事 の 概 要 | | | | |

| | |
|---------|--|
| 契 約 番 号 | |
|---------|--|

工事検査請求書

年 月 日

水道工事検査監

課（所）長

完成

次の工事の 中間 検査を請求します。

既済部分

| | | |
|-------------------|---|-------------|
| 工 事 名 | <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 市単独 | |
| 工 事 場 所 | | |
| 請 負 代 金 額 | 円 | |
| 受 注 者 | | |
| 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | |
| 工 事 所 管 課（所） 係 | | |
| 監 督 職 員 | (職名・監督員名) | (職名・総括監督員名) |
| 現 場 代 理 人 | | |
| 完 成 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 完 成 通 知 受 理 日 | 年 月 日 | |
| 備 考 | | |

契 約
番 号

| |
|--|
| |
|--|

工事検査通知書

年 月 日

課(所)長

水道工事検査監

完成

下記のとおり 中間 検査をすることにしたので通知します。

既済部分

記

1 工事名

2 検査年月日 年 月 日 時 分

3 水道工事検査員 _____

備考

工事場所 _____

監督員 _____

受注者 _____

(その他)

契 約
番 号

工事手直し指示書

年 月 日

課（所）長

水道工事検査監

- 工事の
- 完成
 - 中間
 - 既済部分
- 検査の結果、次のとおり手直しを指示します。

| | | | |
|-----------|---------|-----------|-------|
| 工 事 名 | | | |
| 工 事 場 所 | | | |
| 請 負 代 金 額 | 円 | | |
| 受 注 者 | | | |
| 検 査 実 施 日 | 年 月 日 | 手 直 し 期 限 | 年 月 日 |
| 指 示 事 項 | 指 示 事 項 | | |
| | | | |
| | | 契 約 番 号 | |

様式第4号 別表

工事手直し指示書 (別表)

| 指 示 事 項 | 指 示 事 項 |
|---------|---------|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 契 約 番 号 | |

工事手直し完了報告書

年 月 日

水道工事検査監

課（所）長

指示事項については、年 月 日に手直しが完了したことを確認しましたので報告します。

監督員 _____

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 工 事 名 | | | |
| 工 事 場 所 | | | |
| 請 負 代 金 額 | 円 | | |
| 受 注 者 | | | |
| 検 査 実 施 日 | 年 月 日 | 手 直 し 期 限 | 年 月 日 |
| 指 示 事 項 | | 処 理 事 項 | |
| | | | |
| | | 契 約 番 号 | |

様式第5号 別表

工事手直し完了報告書（別表）

| 指 示 事 項 | 処 理 事 項 | |
|---------|---------|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 契 約 番 号 | |

工事検査結果通知書

年 月 日

課（所）長

水道工事検査監

完成

工事の 中間 検査を行った結果、契約書及び設計図書のとおり適正

であることを確認しました。

| | | |
|-----------|--------------------|-------------|
| 検 査 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 工 事 名 | | |
| 工 事 場 所 | | |
| 受 注 者 | | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 請 負 代 金 額 | 円 | |
| 監 督 職 員 | (職名・監督員名) | (職名・総括監督員名) |
| 備 考 | | |

契約番号

工事既済部分検査認定調書

年 月 日

課（所）長

水道工事検査監

工事の既済部分検査の結果、次のとおり認定します。

| | | |
|--------------|--------------------|-------------|
| 検査年月日 | 年 月 日 | |
| 請負代金額 | 円 | |
| 既済部分率 | % | |
| 工事名 | | |
| 工事場所 | | |
| 受注者 | | |
| 工期 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 既済部分 検査回数 | 第 回 | |
| 認定基準日 | 年 月 日現在 | |
| 監督職員 | (職名・監督員名) | (職名・総括監督員名) |
| 備考 | | |

契約番号